

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町交流施設条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第90号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第8条 交流施設を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日